

# 株式会社ミヤノに対する支援決定について

平成16年6月4日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号。以下「法」という。)第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社ミヤノ

2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称

株式会社三井住友銀行

3. 事業再生計画の概要： 別紙

4. 主務大臣の意見

意見なし

5. 事業所管大臣の意見

意見なし

6. 買取申込み等期間： 平成16年6月4日から

平成16年7月13日まで(機構必着)

7. 一時停止要請

法第24条第1項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記6に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

8. 一般の債権の取扱

対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対し有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

## 9. 支援決定についての機構の考え方

### (1) 窮境の原因

対象事業者は、バブル期にかけて行った生産設備等への過大投資による過剰な有利子負債の存在等を原因として、その後必要な設備投資等もままならず収益体質を改善できずに、現在もなお年商に匹敵する額の有利子負債の返済圧力等によって窮境に陥っておりました。

### (2) 再生の可能性

しかしながら、対象事業者は、NC旋盤分野において、自動化・高剛性という特徴ある製品の開発・製造技術を有し、主に中小の自動車部品メーカーを対象として、直販によるきめ細かなフォロー体制で強固な顧客基盤を築いており、同分野における中小型・パーワークNC旋盤・主軸固定タイプ等の製品市場において、トップシェアを確保していることから、その事業競争力が十分に認められます。

そこで、窮境の原因である過剰な有利子負債を解消し、必要な設備投資や景気変動に対応したコスト構造の構築を可能とするとともに、競争優位性が認められる、現在製造している機種約2分の1の機種に、製造の選択と集中を行うことによって、事業再生の蓋然性は高いものと判断した次第です。

また、対象事業者が再生を果たすことにより、コスト構造改革等の面において、工作機械製造業者再生のモデルケースを提示することができるものと考えております。

### 【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437